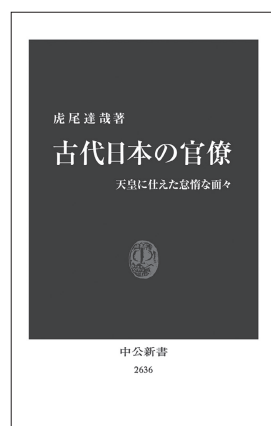


虎尾達哉 著

古代日本の官僚 ——天皇に仕えた怠惰な面々

紹介者 三谷 芳幸



中央公論新社

2021年3月刊

新書判

256ページ

本体 840円

目次

はじめに

第一章 律令官人とは何か——前史とその世界

第二章 儀式を無断欠席する官人

第三章 職務を放棄する官人

第四章 古来勤勉ではなかった官人たち

第五章 官人たちを守る人事官庁

終章 官僚に優しかった「専制君主国家」

あとがき

古代の律令国家がめざしたのは、公民制と官僚制の確立であったとされる。確立された官僚制とは、位階によって序列化された官人が、体系化された諸官司のポストに配置され、天皇への奉仕と国家行政の運営に従事するというものである。官人たちには、君臣関係をふまえた忠誠心と、公務に従う人間としての規範意識が強く求められる。律令国家といえば、このような忠義で規律正しい官僚集団が想起され、教科書もまた、そのイメージの枠内で記述されている。

本書では、そうした古代官僚の優等生的なイメージが、ものの見事に打ち砕かれる。重要な政務や儀式において、無断欠席・遅刻・怠業などが常態化し、朝廷もそれを厳格に取り締まらないという、官僚世界の実態が明らかにされるのである。たとえば、賀正の儀式である元日朝賀では、天皇の前に全官人が整列して天皇を拝礼するが、日暮れになっても官人たちは一向に参集しない。この儀式は、即位式と並ぶ律令国家の最重要儀礼で、君臣関係を確認する意味があるとされるが、額面どおりに機能していたかどうか多分に疑わしい。「礼」と呼ばれる儒教的な社会規範が浸透していない段階では、とくに下級官人のなかに官僚としての倫理観を欠く者が多く、天皇に対する忠君意識ははなはだ希薄だったのである。

官人たちは、政務のために律令を学び、儀式のために作法を習得する必要があったが、実際は必ずしも勤勉ではなかったらしい。新しく導入された中国式の立礼(立ったままお辞儀をする作法)は、なかなか定着しなかったし、官人たちの不案内のために、律令の規定が十分に実施できていないという現実もあった。

興味深いのは、以上のような官人たちの怠慢に対して、政府当局が厳罰をもって対処していないことである。人事官庁である式部省は、官人への不利益処分に慎重で、むしろ怠業を前提とした現実的な対応をとることを基本としていた。この寛容さは天皇も同様で、中国皇帝のように官人の不正に激怒し、酷薄な処罰を命じることなどなかった。著者はこうした実態を指摘して、強力な専制君主に官僚たちが忠実に奉仕するという、律令国家の一般的なイメージに疑問符を突きつけるのである。

締め付けのきびしい現代の労働環境に生きる我々からすると、ある面でゆるい古代の官僚世界は、少し羨ましくもある。教科書に描かれた制度的な枠組みの上に、こうした律令国家の実像を紹介することも有益であろう。

(みに・よしゆき／筑波大学人文社会系教授)

大門正克 著

語る歴史、聞く歴史

——オーラル・ヒストリーの現場から

紹介者 三枝 暁子



岩波書店

2017 年 12 月刊

新書判

278 ページ

本体 960 円

目次

はじめに——「語る歴史、聞く歴史」から開ける世界

第1章 声の歴史をたどる

——幕末維新の回顧録から柳田民俗学まで

第2章 戦後の時代と「聞く歴史」の深化

——戦争体験を中心にして

第3章 女性が女性の経験を聞く——森崎和江・山

崎朋子・古庄ゆき子の仕事から

第4章 聞き取りという営み——私の農村調査から

第5章 聞き取りを歴史叙述にいかす

第6章 歴史のひろがり／歴史学の可能性

あとがき

前 近代、とくに古代・中世の日本において、文字を読み書きすることのできた人々は少数であった。したがって、史料による実証を不可欠のものとする歴史学において、文字史料をのこしえなかった多くの人々——すなわち民衆の歴史を復元していくことは容易ではない。その一方、文字を読み書きする人々が増え、新聞や雑誌・映画など様々なメディアが発達した近代以降の民衆史は、歴史教科書をみても明らかのように、具体的に鮮明である。そこにさらにオーラル・ヒストリーという、歴史の「当事者」の言葉を直接聞いて歴史をつむぐという方法が加わるならば、鮮明さや詳細さにおいて、前近代民衆史研究との差は開く一方である。

……と、本書に出会う前は考えていた。しかし本書を読み進めるうちに、オーラル・ヒストリーの手法に学びこれを活用することで、前近代民衆史研究も今少し具体的に鮮明なものとなるのではないかと考えるに至った。

本書によれば、文字が優勢になった明治期以降においても、日本の庶民のなかに「話上手」「聞上手」が存在し、語ることが大事な役割を果たしていたという。また聞き書きの歴史は、『古事記』を生み出した古代にまでさかのぼり、「聞書」という言葉が出現し普及したのは中世のことであるという。すなわち語りによる過去の再現とその記録化は、思いのほか長い時間をかけておこなわれてきたものであった。そのために著者は、オーラル・ヒストリーを同時代のテーマに限定せず、広い歴史の視野のなかで検討する必要があると説く。こうした提言は、たとえば従来は二次史料として消極的に活用されることの多かった前近代の民衆たちの語る由緒や縁起に、新たな命を吹き込む意義をもっている。

また著者は、近代以降、聞き書きがどのように実践され模索され鍛え上げられていったのか、著者自身の体験もまじえながら詳述している。とくに考えさせられたのは、文字史料が豊富にのこる、戦後を対象とする歴史研究においてもなお、女性の労働や生活をめぐる歴史については、聞き書きが力を発揮してきたという点である。このことは近代以降戦後に至るまで、女性が歴史においても、また歴史研究においても、周縁化される存在であったことをよく示している。周縁化され不可視化されているものを、歴史研究の俎上に載せていく力がオーラル・ヒストリーにあることを、本書によって学んだ。この学びを、前近代史研究において活かしていくことをめざしたい。

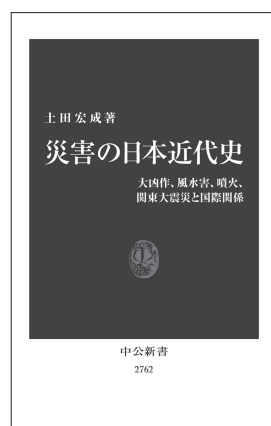
(みえだ・あきこ／東京大学大学院人文社会系研究科教授)

土田 宏成 著

災害の日本近代史

——大凶作、風水害、噴火、関東大震災
と国際関係

紹介者 鈴木 淳



中央公論新社

2023年7月刊

新書判

232ページ

本体 820円

目次

- 序章 頻発する自然災害——二〇世紀初頭の世界
- 第1章 東北大凶作とサンフランシスコ地震
- 第2章 災害をめぐる国際関係
——同情と支援の思惑
- 第3章 関東大水害
——東北・中部地方にも及んだ広災害
- 第4章 桜島大噴火
——二〇世紀国内最大の一九一四年噴火
- 第5章 東京湾台風——一九一七年の暴風雨と高潮
- 第6章 関東大震災の衝撃——一九二三年九月
- 終章 災害多発国日本のあり方とは

災害は歴史の重要な一コマであるが、それを歴史の文脈に位置づけるのは難しい。それぞれの災害に詳しい研究者の充実した成果を要約して並べても、自然の気ままさと人々の迂闊さを再認識させられるにとどまりがちだ。

これに対して、本書は、「災害史を「災害の歴史の研究」という狭い意味ではなく、「災害を通じて歴史を考える」という、より広い意味でとらえることで、災害史を歴史学の一分野として確立させるだけではなく、歴史学そのものを発展させていければと思う」（あとがき）という意欲的なねらいで書かれている。具体的には、それぞれの災害の概要だけではなく、それへの人々の対応、公的機関の応急対応、義援金の募集・送付をはじめとする国際的・国内的な援助、租税の減免や復興資金の調達などをたどり、災害の種類を問わず、経験が引き継がれ、対応が発展していく様子を描く。

海外との関係では、1902年のカリブ海のフランス領島嶼での火山の噴火に際して、政府が弔辞、天皇が義援金を送り、フランス公使館は義援金を送った華族らをまねいて夜会を開いたが、これは「文明国」の務めであったとする。1905年の東北大凶作では、アメリカを中心とする外国人からの義援金が日本人からの額をこえ、同年のサンフランシスコ地震では、渋沢栄一も尽力して日本からの義援金が外国からの義援金の過半を占めた。東北大凶作には西太后からも多額の義援金が寄せられ、1906年の中国中部の飢饉には、日本側がサンフランシスコ大地震の際に準じて対応したが、1908年の広東水害では対日ボイコット緩和を意図した義援活動となり、その効果の乏しさから1910年の中国中部飢饉では日本国内での義援金募集はおこなわれなかった。また、1910年水害の見舞いが韓国併合への交渉の隠れ蓑となったことなど、日本の国際社会でのあり方との関わりが描き出される。

政府は東北大凶作で無利子貸し付けとともに、はじめて郵便貯金を原資とする低利資金供給を実施し、以後の被災地救済の先例となる。この時、地租免除は議員立法によってなされていたが、1914年桜島噴火を契機に政府提案で立法化され、前年の北海道・東北の凶作にも適用される。また1910年水害では地方債の預金部引受が始まるとともに、政府や軍隊の対応が教訓を残し、1917年東京湾台風の経験を経て関東大震災に至る。関東大震災とその後に生じたことが、災害対応をめぐる歴史過程の一コマでもあったことを再認識させられる。

（すずき・じゅん／東京大学大学院人文社会系研究科教授）

會田康範・下山忍・島村圭一 編

文化財が語る 日本の歴史

紹介者 太田尾 智之



雄山閣

2022年5月刊

A5判

244ページ

本体 3,000円

目次

序章 歴史を語る文化財

第1章 原始古代

縄文時代の貝塚が現代に語りかけるものとは何か／木簡を何に使ったのか／古代の文書や記録で何を伝えようとしたのか

第2章 中世

なぜ中国の貨幣を埋納したのか／板碑を造立した人びとの思いは何か／社寺参詣曼荼羅に何を願ったのか／人びとはどのような祈りや願いをこめて祭礼や年中行事を行ったのか

第3章 近世

茶道具は政治・文化・外交をどうつないだか／人びとは棚田をどのように開発し、維持してきたのか／富士塚にどのような思いを寄せたのか／江戸幕府はなぜアイヌに種痘をしたのか

第4章 近現代

雛人形にどのような思いを託したのか／高度成長で国土はどう変わったか／どのように商店街は変化してきたのか／学校資料は地域・教育・学校をどう語るのか

終章 歴史教育で「文化財」はどう扱われてきたのか
おわりに

文化財保護法が2019年に大きく改正された。そのポイントは文化財の保護と活用にある。それまで文化財は第一に守り伝えるべきものとされたのだが、近年の日本が抱える人口減少や経済縮小といった課題が深刻化するにつれ、文化財を守るための人や金が不足するようになった。このため文化財を新たなまちづくりや観光誘致に積極的に活用することが考えられ、法改正に至ったのである。保護と活用は矛盾と思われるかもしれないが、今後の文化財保護のあり方を考えるうえではきわめて重要な問題を提起しているといえる。

では、こうした文化財をめぐる社会情勢の転換期において、学校で歴史教育に関わる者ができることは何だろうか？ 文化財保護の重要性を生徒に伝えることはもちろんだが、やはり目の前の文化財から何が読み取れるのかを具体的に示してみせることが理想である。それがあってはじめて文化財の意義を理解できるというものだ。本書は原始古代～近現代を通じて、文化財から日本の歴史を読み解くことを主題に編まれている。ひとくちに文化財といってもその奥行きは深く、本書に掲載されているものだけでも、貝塚・木簡・文書・出土銭・板碑・社寺曼荼羅・祭礼・茶道具・棚田・富士塚・アイヌ絵・雛人形・地形図・商店街・学校資料など、多種多様である。

本書のすぐれた点は、各項目で取り上げた文化財の特色や歴史的背景をしっかりと説明したうえで、実際の授業でどのように扱うことが考えられるのかを述べているところにある。歴史学的な観点から文化財を丁寧に紹介する書籍はこれまでにも多く出版されているが、学校現場での活用までを射程に入れたものは少ないのではないだろうか。その意味で、学校現場の先生方が参考にしやすい、きわめて実践的な書であると感じる。

また、序章では文化財保護をめぐる歴史がコンパクトにまとめられ、終章では学習指導要領を文化財との関わりで読み解いており、たいへん勉強になる。編者は「身近な文化財」の調査を生徒に課しているそうだが、この取組は文化財保護の意識を高めるだけでなく、主体的・探究的な学びにもつながるものと思われる。

2024年5月には、本書の続編となる『文化財が語る日本の歴史 政治・経済編』も出版されている。ぜひ一読をおすすめしたい。

(おおたお・ともゆき／東京都立国立高等学校教諭)